11月・12月は「市税等納付推進月間」です

市県民税・固定資産税・軽自動車税などの市税および 国民健康保険税・介護保険料の

納め忘れはありませんか?

うるま市では、11月・12月を市税等納付推進月間とし、期限内納付の協力を呼びかけております。 "新たに飛躍するまち"として"人と歴史が奏でる自然豊かなやすらぎと健康のまち"づくりを実現 するために必要な財源は私たちの「**市税等**」によってまかなわれています。

わたしたちの市税等はこのようなことに使われています!

- ○道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用
- ○福祉の向上を図るための費用
- ○医療保険や介護保険の適正な制度運営
- ○日常生活で必要なゴミ処理にかかる費用…など

市税を滞納すると…

市税の納付がなされない場合はやむを得ず「財産の差押」等のペナルティーが課せられる場合があります。

不動産(土地・家屋)、債権(預金・給与・軍用地料)などが差押えの対象になります。

国民健康保険税を滞納すると・・・

短期被保険者証(通常の保険証より有効期間の短い保険証)が交付されたり、かかった医療費がいったん全額自己負担になったりします。

介護保険料を滞納すると・・・

介護保険サービス費がいったん全額自己負担になったり、自己負担が1割から3割に引き上げられたりします。

今、ちょっと待ってほしい…一度に納められないので分割してほしい…(納付相談)

納付の件でお困りのことがありましたら、一人で悩まず納めやすい方法を一緒に考えましょう。 いつでもお気軽にご相談ください。

【お知らせ】

国民健康保険課では、毎週木曜日、本庁において「時間延長窓口」を午後8時まで設け、業務を行っています。【延長窓口期間:平成25年5月末迄】

〈お問い合わせ先〉

市税の納付に関すること……………納税課(☎973-1099)

市県民税・軽自動車税・法人市民税に関すること・・・・・・・市民税課(☎973-5382)

固定資産税に関すること………………資産税課(☎973-5394)

国民健康保険税に関すること・・・・・・・・・・ 国民健康保険課(☎973-3202)

介護保険料に関すること………………介護長寿課(☎973-3208)

納付は便利な口座振替をおすすめします